

国空総第1074号
令和3年3月2日

開示決定等の期限の延長について（通知）

■ 殿

国土交通大臣 赤羽 一孝



令和3年1月27日付けで請求され、同日付けで受け付けた行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

- 1 開示請求のあった行政文書の名称
空港整備法及び航空法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法令の整備等に関する政令（平成20年政令第197号）の新旧対照表及び参照条文並びにその起案に係る文書
- 2 延長後の期間
令和3年4月1日まで延長する。
- 3 延長の理由
当該開示請求に係る行政文書の調査等に時間を要するため。

問い合わせ先 国土交通省 航空局総務課
大臣官房総務課公文書監理・情報公開室
電話 03-5253-8111（代表）